

令和5年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況に関する評価調書

(評価対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

所管部署	障害福祉課
------	-------

第1 施設概要及び指定管理者

1 施設概要

名 称	水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか
所 在 地	水戸市赤塚1丁目1番地
設置根拠	水戸市身体障害者生活介護施設条例
設置目的	在宅の身体障害者の福祉の増進を図るため。
施設内容	水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか
利用料金制	☐ 有 ☒ 無

2 指定管理者

選定方法	非公募
名 称	社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会
構 成 員	—
所 在 地	水戸市赤塚1丁目1番地
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
業務内容	1 センターの維持管理に関すること。 2 生活介護に関する事業の運営に関すること。 3 センターの使用の許可に関すること。 4 上記のほか設置目的の達成に必要な事業に関すること。 5 市長がセンターの管理上必要があると認めること。
その他	〔これまでの指定管理者〕 水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか（非公募） 平成18年4月1日～令和3年3月31日（3期15年）

第2 評価結果

指定管理者による管理運営状況の評価は、施設の維持管理等の業務について仕様書等に定められた要求水準を満たしているかどうか（業務の要求水準達成度に関する評価）、提供されるサービス等について利用者の満足を得られているかどうか（利用者の満足度に関する評価）の2つの観点から行い、要求水準を達成している場合は「適正」、不十分であり改善が必要な場合は「要改善」の判定を行っています。また、2つの観点からの評価を総合した総括評価については、簡明さ等の便宜上、5段階による判定を行っています。

本評価の実施目的は、指定管理者自らがその結果等の検証を通して、課題や問題点を把握し、主体的に改善に取り組むことにより、施設運営の適正化を図ることにあります。そのため、「要改善」とされた事項がある場合には、施設所管課の指導・監督の下、計画的に改善を図っていくものとします。

なお、評価において「要改善」とされた事項については、その具体的な指摘の内容、指定管理者による改善に向けた取組方針、状況等を下記の「第3 要改善事項に関する指定管理者の取組状況」に記載してあります。

1 業務の要求水準達成度に関する評価

評価項目 及び 評価の主な視点	所管課の評価	
	適正	要改善
(1) 管理業務の実施状況に関する評価		
ア 身体障害者生活介護施設の維持管理に関すること ・施設の保守点検を適切に行っているか。 ・必要な修繕を適切に行っているか。	○	
イ 事業の運営に関すること ・生活介護に関する事業は適切に実施されているか。 (施設の稼働率等の目標及び実績については、別紙1「利用状況について」を参照) ・食事提供に関する業務について、適切に実施されているか。 ・送迎に関する業務について、適切に実施されているか。		○
ウ センターの使用の許可に関すること ・使用許可等に関する業務について、適切に実施されているか。	－	－
エ その他 ・防火管理は適切に実施されているか。 ・危機対応管理は適切に実施されているか。 ・トラブルや苦情への対応を適切に行っているか。 ・虐待防止の対応について適切に行っているか。 ・利用者の意見を取り入れているか。		○

・参加者負担金等の取扱いが適切に行っているか。 ・併設する事業所との交流が行っているか。 ・地域との交流等は適切に行っているか。 ・視察や見学等に対しては適切に対応しているか。 ・各種調査等への対応は適切に行っているか。 ・市が実施する生活支援拠点等の整備について適切に対応しているか。 ・個人情報の保護等の取組を適切に実施しているか。 ・情報公開の取扱いについては適切に実施しているか。 ・仕様書に基づき、市への業務報告を適切に実施しているか。 ・市の推進する施策等に機動的に協力することができているか。		
(2) 管理運営体制の継続性、安定性に関する評価		
ア 組織、職員の配置に関すること ・管理運営に必要な組織を設置し、有資格者を含め、適正に職員を配置しているか（運営組織及び職員配置の状況については、別紙2「運営組織図及び職員配置表」※添付省略を参照）。 ・職務遂行能力の向上に必要な職員研修等を適切に実施しているか。	○	
イ 財務事務の処理に関すること ・第三者への業務委託等に係る契約事務を適切に執行しているか。 ・経理事務を適切に執行しているか（帳簿の整理、支払証拠書類等の保管等）。 ・物品の管理を適切に実施しているか。	○	
ウ 事業収支に関すること ・収支決算は収支計画書の内容と大きな隔たりが生じていないか（収支決算の状況については、別紙3「収支報告書」を参照）。 ・過大な支出や事業目的に合致しない支出が含まれていないか。	○	
(3) サービス向上の取組に関する評価		
ア 指定管理者が提案したサービス向上に資する事業に関すること ・提案事業を計画どおり実施しているか。 ・提案事業の内容はサービス向上に寄与しているか。		○

2 利用者の満足度に関する評価

評価項目 及び 評価の主な視点	所管課の評価	
	適正	要改善
(1) 利用者アンケートに関する評価		
ア 利用者アンケートの結果に関すること。 ・令和5年度の利用者アンケートの結果、施設の整理、清掃状況など下記の調査項目について、概ね利用者の満足が得られているか（アンケートの調査結果については、別紙4「令和5年度アンケート結果」※添付省略を	○	

参照)。 【判断基準】 「とても良い」及び「良い」を合わせた割合が 50%以上、かつ「悪い」及び「とても悪い」の割合が 10%以下 【アンケートにおける調査項目】 ○施設の整理、清掃状況 ○職員の応対 ○サービスの満足度 ○設備・備品の使いやすさ ○施設内の案内表示 ○施設の満足度 ○施設の再利用		
イ 利用者アンケート結果の活用状況に関すること。 ・前年度の利用者アンケートの結果において、利用者から改善を求められた事項について、改善を図るなど適切に対応しているか。	○	

3 総括評価

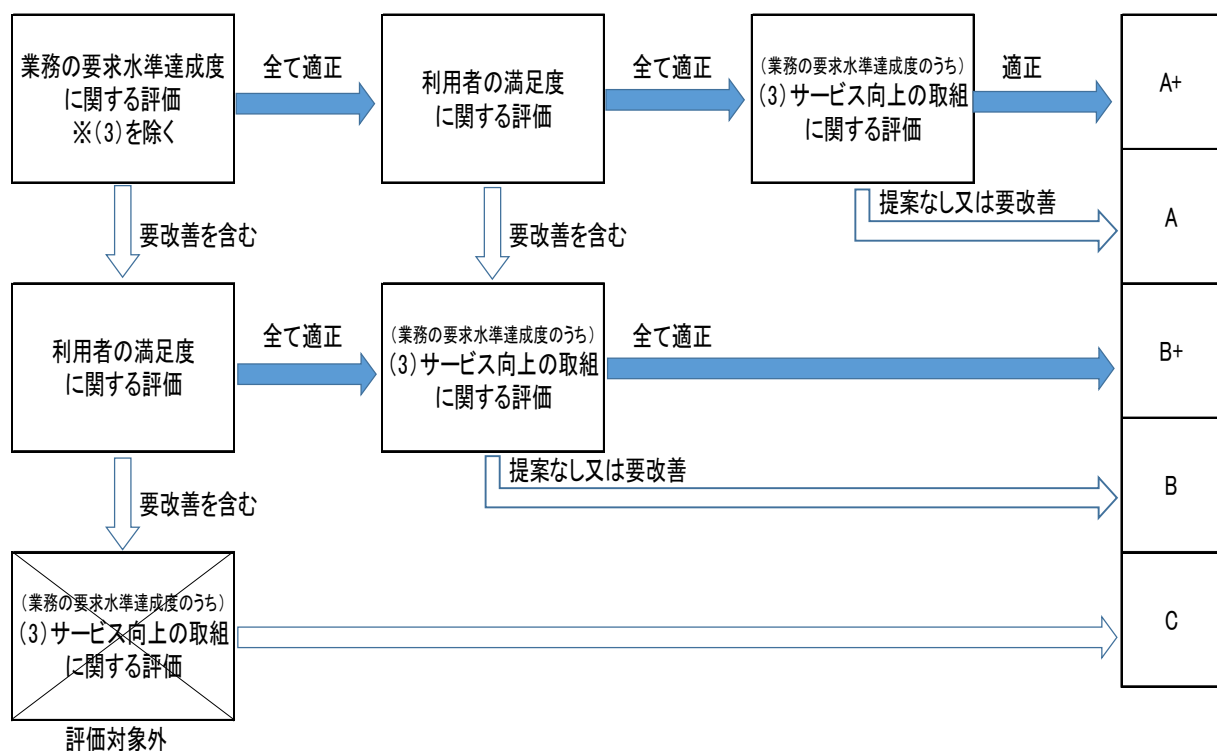
評価	所見
B	・ 施設の維持管理に関することについて、保守点検等、計画的に実施しており、適正と認められる。 ・ 事業の運営に関することについて、障害者の個性に合わせた個別支援計画の作成や、利用者向けの訓練の実施等、事業はおおむね適正に実施されているが、送迎の介添人等の同乗がしておらず、また、生活支援拠点等の整備に関して、体験機会の場の提供については現在準備段階であり、要改善となった。 ・ サービス向上の取組に関する評価について、アンケートを実施しニーズ等を把握する必要があるが、提案事項に対する利用者アンケートを実施していないため、要改善となった。 ・ 利用者アンケートに関する評価について、施設の整理、清掃状況の 7 項目すべての満足度が、「とても良い」及び「良い」を合わせた割合が 50%以上という判断基準に達しているため、適正と認められる。 ・ 施設の管理運営については、おおむね適正に運営がされているが、上記のとおり、業務の水準達成度が目標指数に達していないことや、サービス向上の取組に関する評価が要改善となったため、総合評価は「B」とする。

<評価基準>

評価	業務の要求水準達成度に関する評価※	利用者の満足度に関する評価	業務の要求水準達成度のうち、(3)サービス向上の取組に関する評価
A ⁺	全ての項目が「適正」である場合	全ての項目が「適正」である場合	「適正」である場合
A	〃	〃	「要改善」である場合、又は、提案による取組がない場合
B ⁺	業務の要求水準達成度、利用者の満足度のいずれか一方に「要改善」がある場合		「適正」である場合
B	〃		「要改善」である場合、又は、提案による取組がない場合
C	「要改善」がある場合	「要改善」がある場合	評価対象外

※ 業務の要求水準達成度のうち、(3)サービス向上の取組に関する評価を除く。

【参考：総括評価判断フロー】



第3 要改善事項に関する指定管理者の取組状況

本年度の評価において、要改善の判定を受けた事項に関して、その改善に向けた指定管理者の取組方針等を記載しています。

なお、区分の欄中、「新規」の記載がある事項は、本年度の評価で新たに要改善とされた事項であり、「継続」の記載がある事項は、昨年度以前の評価においても指摘がなされていたが、改善が図られず、今年度の評価においても同様の指摘を受けた事項となります。

区分	要改善事項		改善に向けた指定管理者の取組方針等
	評価項目	指摘の内容	
新規	1-(1)-イ 事業の運営に関する こと	送迎に関する業務について、運転手以外の介添人は同乗しておらず、改善が必要である。	運行スケジュール等の見直しを図り、介添人が同行できるように改善を図る。
新規	1-(1)-エ その他	市が実施する生活支援拠点等の整備について、体験機会の場を提供できるよう、整備をする必要がある。	市と協議のうえ、体験の機会を提供できるよう、受入体制を整備する。
新規	1-(3)-ア 指定管理者が提案したサービス向上に資する事業に関する こと	提案事業の内容がサービス向上に寄与しているかについて、提案事項に対する利用者アンケートを実施していないため、アンケートを実施しニーズ等を把握する必要がある。	アンケート項目の見直しを行い、提案事項のニーズ把握に努める。

水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか（生活介護）の利用状況について

【設定した数値目標】

月の利用者数：264人×0.9＝238人／月

【目標設定の考え方】

予算算定に係る月の延べ利用者数に対して9割以上の実績とする。

11人(※1)×24日(※2)＝264人／月

※1（利用見込者数）

※2（年間日数293日÷12か月）

・利用者数

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	289	322	303	310	308	316	298	293	272	249	242	257	3,459
令和4年度	335	323	291	278	284	303	313	286	251	232	245	294	3,435
増減率(%)	-13.7%	-0.3%	4.1%	11.5%	8.5%	4.3%	-4.8%	2.4%	8.4%	7.3%	-1.2%	-12.6%	0.7%
増減要因	前年度は、6月～8月に利用控えがあったが、令和5年度は毎月安定的な利用状況であり、前年度に比べて、利用者数は微増した。												

(参考) 令和3年度以前の状況

※現指定管理者の指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

・利用者数

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度	250	281	282	301	302	294	316	323	297	195	284	339	3,464
令和2年度	220	250	223	234	256	246	259	256	251	246	240	269	2,950
令和元年度	269	284	252	260	275	251	260	243	226	214	225	215	2,974
平成30年度	294	296	287	297	267	270	303	271	260	240	253	282	3,320
平成29年度	244	281	258	256	280	276	273	282	260	259	255	299	3,223

身体障害者デイサービスセンターあかつか収支報告書（令和5年度）

第1 管理業務

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	比較 (決算－予算)	備考
指定管理料	40,081,000	40,059,650	-21,350	
利用料金			0	
その他	1,794,000	1,158,692	-635,308	利用者等給食費収入 受入研修費負担金収入等
収入計（A）	41,875,000	41,218,342	-656,658	

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	比較 (予算－決算)	備考
○人件費				
1 人件費	30,879,000	30,237,759	641,241	福利厚生費等を含む
小計	30,879,000	30,237,759	641,241	
○運営費（人件費を除く）				
1 光熱水費	3,181,000	2,927,834	253,166	電気代，ガス代，水道代
2 通信費	366,000	338,273	27,727	
3 事務用品費	524,000	665,905	-141,905	
4 支払手数料	0	495	-495	
5 広告宣伝費	10,000	177,340	-167,340	
6 会議費	2,000	0	2,000	
7 保険料	203,000	176,880	26,120	
8 燃料費	678,000	652,326	25,674	車両燃料費
9 賃借料	826,000	776,425	49,575	コピー機リース料 PCリース料 市営駐車場駐車券 年末調整アカウントリース料 着衣用ベットリース レンタルタオル代
10 委託料	366,000	332,016	33,984	厨房拭取検査 厨房排水清掃 施設内清掃 一般廃棄物処分
11 修繕料	130,000	136,915	-6,915	
12 租税公課	70,000	71,100	-1,100	
13 消費税及び 地方消費税	0	0	0	
14 雑費	4,640,000	4,385,616	254,384	給食費支出 車両費 温水器，ボイラー保守 減価償却費積立等 人件費，退職金積立 その他利用者等外給食費等
小計	10,996,000	10,641,125	354,875	
支出計（B）	41,875,000	40,878,884	996,116	

(A) - (B)	0	339,458
-----------	---	---------